

審査の結果の要旨

氏名 マルティネス アレハンドロ

本論文は「木造建築遺産保存の理念と技法に関する日本と西洋の比較研究」と題されたもので、木造建築遺産保存の理念と技法について、日本と西洋の比較を行うものである。この比較を通して、日本の木造建築遺産保存の特質を明確にすることを目的としている。

従来、日本と西洋の建築遺産保存の比較は、「木造建築」と「石造建築」の対立として理解されるのが通例であった。その結果、日本と西洋の違いは、主に建築遺産の材料・技術の特徴を基にして説明されることが多かった。他方、日本と西洋における建築遺産の評価基準の異質性などの理念に関わる要素は、必ずしも十分に注目されてこなかった。

本論文は、世界の共有されている建築保存の理念の検討から開始し、日本と西洋における木造建築の保存の実態、技術、技法を検討し、両者の比較から、日本の木造建築の保存修理について、その特質を明らかにしようとしたものである。

本論文は序章、第I部、第II部、結章で構成される。

第I部では、木造建築遺産保存の理念に関して、3つの章で検討する。

第1章では、保護憲章等の分析を通して、建築遺産の保存原則の形成過程を検討する。

19世紀のフランス、イギリス、イタリアにおいて、建築保存の原則として「最小限の介入」・「材料の最大限保持」の原則が成立し、これが国際的に認知されていった過程を検討した。その結果、国際的な保存憲章であるベニス憲章において、この2つの原則は最も基本的な理念として強調されることになった。この原則には、さらに、介入の「可逆性」の原則が加わり、1980年代以降のイコモスが作成する多くの憲章に組み込まれ、国際的に広く受け入れられるようになっていることを確認した。

第2章では、保存原則が木造建築遺産に適応される時の課題を検討する。

1975年にイコモス木の国際学術委員が設立され、それ以後国際的な憲章作成をリ

ードしてきた。

木造建築遺産の保存憲章を作成する際に、建築遺産保存の原則である「最小限の介入」・「最大限の材料の保持」・「新旧の区別と調和」・「可逆性」の原則が引き継がれ、伝統的な技術・材料の重要性がさらに強調され、また部材の取り替えに関する規定が付け加えられた。しかし、以下の2点において、重大な問題があるという。(1) 徹底的な修理を行うことで建物を健全な状態に取り戻すことを目的とする解体修理の方法は、「最小限の介入」の原則と相反しており、従来の枠組み内ではその理念的な位置づけが困難である。(2) さらに、「伝統的な技術の活用」と「最大限の材料の保持」の調和も困難な課題である。

第3章では、「文化的価値」、「真正性」、「完全性」の概念に注目して、その形成と変遷について検討した。

木造建築遺産については、特に古材の価値、変形した形態の価値、伝統的な技術の価値、構造体の真正性・完全性が重要に論点となる。しかし、これらの価値が相反するために、木造建築遺産の文化的価値、真正性と完全性の普遍的な定義を定めることが不可能である、という。それゆえ、修理の基本方針と具体的な技法を、建物ごとに、適切な文化的価値の評価とその真正性・完全性の認識を基に決定すべき、と結論する。

第II部では、修理工事の事例の分析を通して、木造建築遺産の修理の基本方針と技法について、日本と西洋の比較検討を行った。

第4章では、西洋における木造建築遺産の基本方針について検討した。

西洋の木造建築遺産についての多数の修理事例の分析から、修理方針が「延命」と「蘇生」という根本的に異質な2つの概念に大別できることが明らかにされた。延命方針は、建築を現状のままに固定することを目的とし、蘇生方針は、建築を健全な状態に戻すことを目的とするものである。

延命方針の場合は、材料の最大限保持と最小限の介入である。補強材の付加によって現状を固定することを最適な修理手法とする。蘇生方針の場合には、外観と内部空間の建築的価値と、構造体の技術的価値が重視される。破損した部材の取り替えや補修と欠損している部材の補足が最適な修理方法であり、補足や取り替えに使われる新材について、従来と同様な仕様と加工によることが求められることが多い。

第5章では、日本の木造建築遺産の基本方針について検討した上で、西洋との比較を行った。

日本では、大修理が必要なときは建造物を全解体し、腐朽材の取替、変形の修正が通常の方法である。また同時に復原が行われることが多い。

この修理方針の背景は、文化財建造物の建築意匠の芸術的価値・構造体の技術的価値・建築史上の学術的価値が優先されてきたためである。しかし、その反面、建造物の経年価値・歴史的資料的な価値、用途の価値、および真正性が損なわれる危険性が多分にある、と指摘した。

第6章では、日本と西洋における木造建築遺産の修理技法の全体の構図を示し、保存原則の観点とともに、日本と西洋における修理技法について比較検討を行った。

保存原則の観点から見て、修理技法は大きく二つの種類に分けられる。一つは、「最小限の介入」、「材料の最大限保持」、「可逆性」の保存原則を優先する。「付加による修理技法」および充填剤を使用した修理技法はこの種類に属する。もう一つは、「新旧の調和」、「伝統的な技術の活用」、「構造的機能の復活」の保存原則を優先する。「取り替えによる修理技法」はこの種類に属する。西洋では、上記の二つの種類の修理技法が広汎に適用されているが、日本では基本的に後者によって修理が行われてきた。

日本において、修理方法の確立によって、高い水準の修理を保証してきたのだが、しかしその反面、木造建築修理へのアプローチの多様性が少ないと言える。今後、多様な種類の建築遺産の修理に際し、海外で行われている修理方法および以前日本で適用されていた修理方法が重要な参考例になるだろう。

本論文は、日本と西洋の木造建築遺産の保存修理に関し、理念と実際の実践との関係を見ていねいに分析した。憲章などの読み込みと同時に、実施されてきた多くの修理事例から、具体的な実践と理念の相克を正確に読み取る研究方法は、大変に高く評価できる。

日本の保存修理技術は、高い木造建築の伝統技術を背景に発達してきたが、国際的協力事業において、しばしば西洋側から批判を浴びてきた。その理由の本格的解明、今後の対策の検討は急務であった。本論文は、従来日本国内で実施されていた木造建築遺産の修理を、世界的な視野で位置づけたと同時に、今後の世界各地の木造建築資産の修理方針の策定について、極めて有効な視点を切り拓いたものとして、高く評価できる。

よって、本論文は博士（工学）の博士学位請求論文として合格として認められる。